

疾病第2147号

令和4年1月6日

各保健所長 様

健康福祉部長

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとします。

つきましては、本通知を適用する保健所におかれましては、関係各課等に周知しますので、疾病対策課までメール（kenzo3@mz.pref.chiba.lg.jp）にて一報をお願いします。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）
（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

千葉市医療政策課長 様

船橋市保健所長 様

柏市保健所長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、お知らせします。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

公益社団法人千葉県医師会長 様
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長 様
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長 様
一般社団法人日本病院会千葉県支部長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、内容を御了知のうえ、貴管下会員への周知について御配慮願います。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

各感染症指定医療機関の長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、お知らせします。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

病院局長 様

健康福祉部長

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、内容を了知のうえ、関係機関への周知について配慮願います。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

総務部学事課長 様
高齢者福祉課長 様
子育て支援課長 様
障害福祉事業課長 様
教育庁教育振興部学校安全保健課長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、内容を了知のうえ、貴管下事業者への周知について配慮願います。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）
(令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

(一社) 千葉県経営者協会長
(一社) 千葉県経済協議会長
千葉県中小企業家同友会長
千葉県商工会連合会長
千葉県中小企業団体中央会長

} 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、お知らせします。

貴団体におかれましては、感染者が発生した際には、保健所と連携し濃厚接触者等の特定等に御協力いただくとともに、貴会員への周知方よろしく申し上げます。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

各商工会議所会頭 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、お知らせします。

貴団体におかれましては、感染者が発生した際には、保健所と連携し濃厚接触者等の特定等に御協力いただくとともに、貴会員への周知方よろしく申し上げます。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665

疾病第2147号

令和4年1月6日

(一社) 千葉県商工会議所連合会長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

このことについて、急激な感染拡大が生じた場合でも、必要な者に対する必要な検査が確実かつ迅速に実施されるよう、令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」において、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）について、オミクロン株の特性に鑑み、これらの区域でなくとも、感染拡大傾向が見られると判断する地域において、都道府県の判断により適用することが可能であることが示されているところです。

このたび、県内で新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染経路が特定できない感染者が複数発生し、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症のレベルを1から2に移行したことから、本県では当面の間、下記通知に示される行政検査の特例について、通例より新型コロナウイルス感染症対策業務が遅延するなど保健所業務の逼迫が予見される場合には、適用して差し支えないものとしますので、お知らせします。

つきましては、感染者が発生した際には、保健所と連携し濃厚接触者等の特定等に御協力いただけますよう、各商工会議所宛てに依頼しましたので、御承知願います。

記

「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）

(令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665